

応仁・文明の乱期室町幕府の政務体制をめぐる一考察

木下昌規

はじめに

文正二年（一四六七）一月十八日（三月五日、応仁に改元）に勃発した応仁・文明の乱（以下、大乱とする）では、細川勝元を中心とした「東軍」の陣営による「東幕府」と、山名宗全を中心とした「西軍」の陣営による「西幕府」に幕府が分裂していた（本稿では文正二年一月の上御霊社の合戦から文明九年十一月までを「大乱期」として扱う）。

この大乱期の室町幕府の政務体制についての研究は、大乱の経緯や推移などが中心であり、政務体制については概ね大乱後の情勢が研究の主体となっている。このなかで、飯倉晴武氏・百瀬今朝雄氏・家永遵嗣氏・鳥居和之氏らが「大乱期における幕府体制について検討している。義尚の將軍就任（文明五年）直後には御台所日野富子や、その実兄である日野勝光が政務を代行していたことが百瀬氏や鳥居氏などの指摘により知られるものの、義尚將軍就任以前の政務体制の解明には言及の余地が残されている」。

また、大乱後の幕府の変化の一つとして周知されていることは、管領による「將軍家御教書（管領奉書）」の発給が文明三年（一四七二）を最後として実質的に発給されなくなり、奉行人奉書がそれに代り、幕府の公文書として大量に発給されるようになったこと。大乱後の幕府はこの奉行衆が政務の中樞を担う、「奉行人体制」・「意見制」と呼ばれる体制に変遷したこと、である²。

十五世紀後半以降の幕府体制変遷を解明するには、大乱期の幕府の政

務体制の実態を解明する必要がある。そのため本稿では主に、文正二年から文明五年の義尚將軍就任までの期間を中心に、幕府の政務体制、特に將軍を主体とする御前沙汰（雑訴方とも）と伊勢氏の管掌する政所を中心に、大乱期の幕府の機能を検討を加えていきたい。

一、大乱期の御前沙汰の活動

元来、評定や引付の代りに幕府の中心的な評議機関となった將軍主催の御前沙汰には管領が常駐し、管領被官が賦奉行として訴状を受け付けて担当奉行を手配していた。しかし、義政が親政を推進するにあたって、管領被官が務める賦奉行の役割を減じ、幕府奉行衆で個別に権門寺院を担当する「別奉行」を介して訴状を受理するようになっていたことが知られる³。文正二年一月八日には斯波義廉が管領に補任され、同日には評定始が行われている。二月二十三日には將軍への「伺事」が行われていることから、同日までに御前沙汰始が行われていたと思われる⁴。

大乱勃発後の応仁元年五月には官務の壬生家と大宮家との間で知行地を巡る相論が行われている。「壬生辰照・大宮長興知行相論記」によれば、応仁元年五月三日に訴人壬生方の担当奉行諏方忠郷と論人方である大宮方担当奉行飯尾貞有の両名が義政へ証文等を披露した。壬生方の証文に理があつたため、翌日の披露に大宮方の担当奉行飯尾貞有は「余酔」と称して室町殿に不参した。貞有は七日になって義政に大宮方の証文を披露したが、義政は貞有の対応を不快とし、壬生方の支証が分明であると

して壬生方勝訴の裁許を下した。その結果、九日に義政の御判御教書が発給されることになったが、「同記」には、「当時管領斯波令難洪、自去年御判御教書未出之抑留云々、仍付御判奉行伊勢備中守直被下之、不可及管領、先規又勿論之旨言上之間、広慶院被申御台様、御台様有御申、則被仰付誼方、直付伊勢備中、同十三日御判被下也」と見える。すなわち、御判御教書の発給に管領であった斯波義廉が難洪しており、去年（文正元年）より発給されていなかった。そのため管領を介せず、御判奉行である伊勢貞藤より直に下されることになったが、発給に際しては広慶院が日野富子に口添えを依頼し、富子が壬生方の担当奉行誼方忠郷に仰せ付け、十三日に義政の御判御教書が下された、となる。

この相論からは、担当奉行が義政に支証等を直接披露し、義政が相論の裁許を行っていること、御判御教書が西軍に属していた管領斯波義廉の難洪のために発給されていなかったこと、そのため管領を除外して御判御教書が発給されていたことが判明する。

しかし、実際は斯波義廉が管領に補任されたのは前述のように同年一月であり、前年の文正元年の時点では畠山政長が管領であった。そのため「自去年御判御教書未出之抑留云々」という文言は記主の思い違いか、斯波義廉の管領補任以前より御判御教書が発給されていない、という意味になる。この相論直後の五月末より大乱が本格するため、西軍に属する義廉は管領としての政務自体を放棄していたのだろう。なお、義政自体は中立的な態度を取っていたため、斯波義廉の管領職をしばらく解任せずにいたとされる。

また、この事例で注目すべきことは、御判御教書発給には御台所日野富子が仲介していることである。この事例によれば管領の義廉が発給に難渋するなかで、御判御教書の発給を担当奉行に直接指示したのは富子であった。つまり、管領の実質的な不在によって政務の停滞を招きかねない状況のなか、管領に代わって奉行衆に御判御教書発給を指示するこ

ともあったのである。

では、このように管領が実質的に不在であった御前沙汰はどのように運営されていたのであろうか。管領が御前沙汰に直接関与していない以上、賦奉行の活動も行われなかったであろう。応仁二年七月に斯波義廉が解任され、細川勝元が管領に再任されているが、勝元が管領に補任される以前の五月十三日付の意見状案がある。これには次のようである。

一、近年申賜神領御判之地、依本主訴訟、可被返付否事、就訴状御
 糾明之処、於理運之儀者、雖為神領、被返下凡人之段、先蹤在之歟、
 然者任証文之旨、宜為有御成敗矣、

応仁二年五月十三日

左衛門尉貞頼判

(十四名略)

下野守貞基

そもそも意見状は御前沙汰でのみ文書化され、発給されるものである^⑨。意見状が発給されるということは、義政が御前奉行に訴訟の糾明について諮問した結果であり、「就訴訟糾明之処」という文言からも義政はこの間にも御前沙汰において政務を遂行していたことが窺える。また、設楽氏の指摘によれば、大乱以前に御前沙汰における評議の変遷が行われ、「評定衆や奉行衆それぞれの評議の場」「意見」に移り評議の場と決裁の場が分離する傾向にあった^⑩とされ、結果として大乱後には将軍が御前沙汰の評議に参加しなくなる、といわれる。この「意見」が意見状として文書化されるわけであるから、応仁二年五月の時点で義政は奉行衆に諮問し、その諮問をうけて奉行衆が義政に「意見」を上申する政務体制が幕府内で継続して行われていたことが窺える。但し、この意見状に見られる相論自体は大乱以前に受理され、大乱期に継続して審議されていた案件であった可能性も否定できないが審議が継続して行われていたことは確実であろう。

勝元が管領に補任される応仁二年七月以前に発給された奉行人奉書を

確認してみると、軍勢催促や合戦に関わる違乱停止など軍事関係の奉書以外にも、量数は少ないものの、裁許状が発給されている。¹¹⁾このことから、義政の政務決裁は管領の斯波義廉を除外したうえで大乱期も継続していたと考えられよう。訴状の新規受理は不明ながら、前記の相論から管領の存在の有無に関係なく御前沙汰が行なわれていた可能性が指摘できる。

また、御判御教書の発給は管領を介していたが、前述のように斯波義廉が難渋していたために発給が停止していた。そのため政務の停滞を防止するために管領を除外して直に御判奉行らに指示して発給されていたことが窺える。応仁二年には評定始が中止となっており、管領であった斯波義廉は義政を中心とした幕政に何ら関与していない。このことから管領の有無に関係なく義政を中心とした政務は継続されていることがわかる。¹²⁾但し、東軍の細川勝元が管領となった時点で、従来の体制に戻ったとも考えられる。百瀬氏の指摘によれば勝元と奉行衆との間に意思疎通があつたとされるが、管領が以前の如く奉行衆を指揮して御前沙汰を執り行うようになったからであろう。¹³⁾実際に文明三年までは管領奉書(将軍家御教書)も発給されているように、大乱以前の体制に一時的に復帰していたことが推測される。¹⁴⁾

二、将軍の裁許―女房申次から―

前節では大乱期の御前沙汰について検討してきたが、その結果大乱期に政務は断絶することなく活動していたことを確認した。では、そのなかでどのように相論等の政務決裁が行われていたのであるうか。次に当時の政務を支えた幕府女房衆の申次としての活動について検討を加えていく。

義政の政務を支えた勢力として、幕府女房衆(女中衆とも)の存在が

指摘できる。この女房衆の活動については野田氏や鈴木氏が検討しているものの、いずれも大乱後を対象としているため、本項では大乱期の活動を中心に検討を加えていく。¹⁵⁾勝元の管領就任以前の事例を見る。『山科家礼記』応仁二年六月五日条によれば、「予御使京上、散在之田地三寶院ヨリ公方可被申、可有御心得之由、新兵衛督御局へ本所御文ニテ御申、近日大小事詞事無之、申事在之者早々可詞申之由候也、広橋殿・飯尾肥前守・同加賀守申之」と見える。山科家と三寶院は山科郷を巡って相論を続けているが、十一月には両者が軍事衝突の直前にまで悪化する。¹⁶⁾この相論で山科言国は幕府女房新兵衛督局を仲介として、幕府に所領安堵を申請している。同様に『後法興院記』応仁二年四月十日条には、「是日丹波国宮田庄事、如元可有御知行之由、自武家被進内書、此間連々就女中春日局有御訴訟」と見られる。すなわち、近衛家領の宮田庄が旧来に復することを承認した義政の御内書が発給されたが、これは幕府女房春日局に依頼していたためである、ということになる。近衛家もこのように幕府女房を仲介役として幕府に所領安堵を申請していた。

また、勝元が管領であつた期間である文明二年における内蔵寮領長坂関口の当知行安堵申請について見てみる。同地は応仁二年に西軍により押領されたため、『山科家礼記』文明二年八月十九日条によれば山科家は武家伝奏広橋綱光を通じて幕府に当知行安堵を申請している。『同記』十月十六日条には、「先度就長坂口関事、御文被進之処、少将殿御局御うしなひ候よし被仰候間、重又申出也」と見える。すなわち、幕府女房少将局は山科家よりの依頼状を紛失したため、山科家は武家伝奏宛の女房奉書を再度提出している。これを受けて同三十日条に、「一、本所御申長坂口関事、女中御申次少将殿御局室町殿伺御申之処、被仰付奉行可被成奉書之由被仰出也」と見え、山科家は長坂口関について幕府女房を介して幕府に安堵を申請していた。ただし、少将局は山科家よりの申請を紛失してしまい、再度山科家より申請を受けている。少将局は申次と

して義政に長坂口関の当知行安堵について「伺申」したところ、義政は「被仰奉行可被成奉書」と少将局に指示した。これをうけて山科家に当知行安堵の奉行人奉書が発給されている⁽¹⁷⁾。また、この奉行人奉書の発給について、同日条に次のように見られる。

(前略)

一、広橋殿如此折幣にて被仰遣、予持行候て奉書調候也、^(大坂軍亂)

一、山科内蔵頭申長坂口関務事、任当知行可被成奉書之由被仰下候、

於御申次者少将殿御渡候、可有御心之候、謹言

十月廿日

綱光^(広橋)

飯尾加賀守殿

すなわち、武家伝奏である広橋綱光が山科家担当の別奉行であったと思われる飯尾為信に宛てて奉行人奉書の発給を指示しているのである。これは、裁許指示奉書であり、山科家は綱光の折紙を飯尾為信に渡して奉書の発給を得ている。この奉書発給の経緯を見てみると、山科家は禁裏に安堵の下知を申請し、これを受けて女房奉書をもってこの旨が武家伝奏に伝達されている。山科家はこれをもって幕府女房（この事例では少将局）を通じて義政に安堵の下知発給を求めた。義政は少将局を介して、綱光に「被仰奉行可被成奉書」と指示し、綱光が担当奉行に奉書発給を指示したのである。

この奉行人奉書の発給経緯から窺えるように、女房の立場はあくまでも「申次」を行うというものであり、奉行人奉書の発給指示を直接奉行人に伝達することはなかった。

一方、文明三年十月五日条によれば、「本所御申之条々、以女中新兵衛督殿局、賀州被伺申之処、可成奉書段被仰出」と見える。ここで山科家の申請に対して、別奉行である飯尾為信は幕府女房の新兵衛督局を通じて義政に奉書の発給を「伺申」した。その結果、義政は「可成奉書」と指示している。大乱以前より幕府の女房衆が申次として重要な役割を

果たしていたことは知られるが、大乱期においても同様な活動が行われていたのである⁽¹⁸⁾。そのため、諸家は女房衆に奉書等の幕府よりの安堵状発給を依頼していた。長坂口関の事例では女房が義政から奉書発給の指示を受けているが、実際に奉行衆に奉書発給指示の折紙を遣わしたのは武家伝奏である。おそらく公家関係の訴訟においては武家伝奏が奉書発給の指示を担っていたためであろう⁽¹⁹⁾。

これらの事例から当該期の奉書の発給等に際して幕府女房衆が申次として訴訟の窓口ともいえる役割を果たし、幕府の政務決裁の一端を担っていたといえる。本来、將軍への披露には申次が仲介を取るが、これらの事例には従来の將軍直臣が務める申次の関与が確認できない。申次は大乱期にも活動していたはずであるが、申次の一部は西軍に与同していたこともあって、申次による職務遂行に支障をきたしたことが、女房衆が直接將軍との間を仲介していた一因であったのだろう⁽²⁰⁾。また、これら安堵状発給に至る経緯には管領である細川勝元の関与は見られない⁽²¹⁾。担当奉行は女房を通じて將軍に伺事を行い、裁定を仰いでいたのである。

当事者からの主な提訴（知行安堵）は、

当事者↓女房申次↓將軍

といった伝達経路があり、主な奉書の発給過程としては、

將軍↓女房申次↓（武家伝奏）↓担当奉行

という、伝達経路であったことが窺える。

以上のことから大乱期である文明初期における義政の政務は奉行衆と女房衆が担い、公家相手の場合には武家伝奏が介在していたことが推測される。

三、大乱期の政所

大乱直前の文正元年に、政所頭人（執事）であった伊勢貞親が「文正の政変」によって失脚した⁽²²⁾。しかし、その嫡子である伊勢貞宗や、貞親の実弟である伊勢貞藤はこの政変によって失脚はしなかった。そのため、貞親の失脚によって貞親の嫡男である貞宗が家督を継承し頭人に就任している⁽²³⁾。大乱当初の文正二年一月二十六日には政所内談始が行われ、政所の活動自体は継続している。

また、その間の応仁元年八月に貞親の実弟である貞藤は義政の近習中で西軍に与同したとして細川勝元らによって幕府より追放されており、その後西軍で「伊勢守」を称し、「西幕府」の「政所頭人」として遇されている⁽²⁴⁾。

設楽氏によれば政所内談は文明五年九月に再開するまで活動を停止していたとされ、翌六年の正月二十六日には「政所内評定始」が再開されている⁽²⁵⁾。この政所内談は再開後の文明八年を最後に変容し、従来の頭人が出席する評議体制から、頭人の出席しない評議に変質し、さらに評議会場も頭人である伊勢氏亭から執事代亭に変遷することが指摘されている⁽²⁷⁾。

また、文正二年には政所沙汰が行われていたことは確認できるが、翌年の応仁二年に政所が活動していたことが窺えず、再開までの期間、政所の業務が如何なるものであったかは判然としない。但し、前政所頭人伊勢貞親が大乱後に一時的に幕政に復帰したことから、貞親が頭人としての職掌を復権していた可能性はある⁽²⁸⁾。しかし、貞親は文明三年に再度出奔し、同五年一月に若狭国で死去しており、政所頭人としての地位自体前述のように貞親の嫡男貞宗が大乱前に継承していた。

大乱勃発により本来の訴状の提出先である政所代の蜷川親元が貞親に追隨し在国していた期間も別奉行は訴状を受理していた。設楽氏は政所

内談は停止していたが、政所自体は訴訟を受理し、裁許のうえ奉書を発給していた可能性を指摘されている⁽³⁰⁾。実際に設楽氏の指摘のように文明五年以前に発給された奉行奉書のなかには明らかに政所の管轄であると思われる案件に関するものが確認できるので、当時の政所への訴訟について若干検討してみたい。また、『武政軌範』の政所沙汰篇によれば政所が管掌すべき案件は、「利銭、出挙、替銭、替米、年紀地、本物返、質券地、諸質物、諸借物、諸預物、諸放券、沽却田畠、勾引人」、そして徳政の免除、将軍家の家務、諸国料所年貢、土蔵酒屋以下諸商売公役等であった⁽³¹⁾。

このうち借物に関する相論の事例を次に見てみる⁽³²⁾。関目彦右衛門尉宛ての文明四年五月十日付室町幕府奉行人連署奉書には、「津田主計允申借物事、就被致訴訟先度雖令出帯支状之処、不及是非之儀在国云々、自由之至太無謂、不日被参決之由也⁽³³⁾」との文言が見える。すなわち、津田隆光が借物について幕府に提訴したが、論人である関目彦右衛門尉某が支状を提出したまま在国しているという。不日政所に参るように、ということになる。先年の文明三年にこの相論が勃発しているが、この相論は借物についてのものであることから政所が管轄し、此奉書も政所が発給したものであったと思われる⁽³³⁾。この相論の判決は十一月二十四日付の津田隆光宛室町幕府奉行人連署奉書に記されているが、内容は次のようになものであった⁽³⁴⁾。すなわち、関目某は文正元年の徳政令を破棄する奉書を得ていたが、借状にはこの旨が掲載されていなかったために関目某の主張を退け、津田隆光は質券の地である近江富田庄の内の知行分をもって本利一倍分を勘定するように、と裁決された。この内容から、政所が訴状を受理し審議を加えていたことが知られる。

特に「不日被参決」との文言から、訴人・論人がともに政所へ出仕して対決を行っていた可能性がある。実際に二問答は行われていることと、実際に裁許が下されていることから、関目某は政所へ出仕して対決を行

っていたのではないだろうか。政所の場合、最終的な裁許は頭人の役割であるから、当時の頭人伊勢貞宗が裁許したのであろう。これら事例からも政所は乱中においても相論を審議決裁していたことが確認できる。

ただし、頭人がどのように寄人に裁決を指示していたかは判然としない。ただ、頭人と寄人との間を取り持っていた政所代が不在であったという事実から、寄人が審議結果を直接頭人に披露して、頭人の裁可を仰いでいたのではないだろうか。政所内談の具体的な手続きこそ確認できないもの、寄人を中心とした訴訟審議活動は継続して行っていたことは間違えないであろう。

おわりに

以上、本稿では大乱期の幕府の政務について限定的ではあるが若干検討してみた。大乱期においても、義政を中心とした政務は必ずしも停止したわけではなく、一応は継続しており、管領の不在、在職に関係なく御前沙汰は奉行衆や女房衆の活動によって継続して活動していた。つまり、大乱期における管領の不在は幕府の政務が停滞することがあっても、断絶したという意味にはならないのである。

この時代に幕府の政務を支えていたのが、奉行衆や女房衆などであり、義政はこれらを役使して、幕府政務を運営していた。管領の不在は、申次として女房が介入するものの、將軍と奉行衆の活動をより密接化し、「奉行人制」・「意見制」へ移行する一因になったことは間違えない。義政に対して奉行衆が裁許を求め、義政はそれを請けて裁許を行っていたように、政務を放棄したわけではなかった。御台所日野富子も担当奉行に御判御教書発給を指示するなどして政務に関与しており、幕府政務体制の多元化の要素も示している。

また、一方の政所では文明四年には頭人貞宗のもと、寄人らが訴訟の

審議を継続して行っていたことが確認できた。政所代蜷川氏が在京していなかったため、政所内に蜷川氏に代わる存在がいたかは判然としないが、頭人と寄人が直接的に審議を行っていたのではないだろうか。

残存史料による制限はあるものの、大乱期の管領不在期間も含めてなお、將軍を中心とした政務体制が継続していたことは、注目してよいだろう。つまり、幕府は大乱前と後に断絶しているのではなく、大乱後の幕府の政務体制は大乱期の幕府の政務体制の影響下にあるのである。

註

- (1) 大乱期における室町幕府の主要なものは、飯倉晴武「応仁の乱以降における室町幕府の性格」(『日本史研究』一三九・一四〇合併号、一九七四)、百瀬今朝雄「応仁・文明の乱」(『岩波講座日本歴史7』中世3、岩波書店、一九七六)、義尚の將軍就任後を中心とする鳥居和之「応仁・文明の乱後の室町幕府」(『史学雑誌』第九六編第二号、一九八七)、東国との関係を含めた家永遵嗣「応仁・文明の乱前後の東国問題と將軍権力」(東京大学日本史学研究叢書1「室町幕府將軍権力の研究」第二部、東京大学日本史学研究室、一九九五)。

- (2) 今谷明「管領代奉書の成立―室町幕府武家文書変遷史の一齣」(『古文书研究』七・八合併号、一九七四)、笠松宏至「室町幕府訴訟制度「意見」の考察」(『史学雑誌』第六九編第四号、一九六〇)、桑山浩然「室町幕府の権力構造―「奉行人制」をめぐる問題―」(豊田武、ジョン・ホール編『室町時代』、一九七六、吉川弘文館)。

- (3) 鳥居氏「室町幕府の訴状受理方法―義教・義政期を中心に―」(『日本史研究』三一―一号によれば、賦奉行の職掌は細川勝元の死によって管領職が一時断絶するまで一応継続されていただろう、とされる。また、当該期の奉行衆については、青山英夫「室町幕府奉行人についての一考察―文明期の場合―」(『上智史学』二五号、

一九八〇）、今谷氏「室町幕府奉行人奉書の基礎的考察」（『室町幕府解体過程の研究』第一部第四章、岩波書店、一九八五）、青山由樹「室町幕府「別奉行」についての基礎的考察」（『史報』創刊号、一九七九）を参照。また、嘉吉の乱以降の室町幕府政治については、鳥居氏「嘉吉の乱後の管領政治」（『年報中世史研究』第五号、一九八〇）参照。

(4) 『齋藤親基日記』同日条。

(5) 『壬生晨照・大宮長興知行相論記』（『壬生家文書五』一三四一号文書）。また、五月七日付で奉行人連署奉書が発給されている（今谷明・高橋康夫共編『室町幕府文書集成』奉行人奉書編、所収、七三〇文書、思文閣出版。以下『文書集成』とする）。奉書は七日付ではあるが、奉書には「任御判之旨」との文言が見られ、御判御教書の発給以後に発給されることがわかる。御判御教書の発給が十三日であるから、実際に奉行人奉書が発給されたのは十三日以降であろう。

(6) 御判御教書の発給については、鳥居氏「將軍家御判御教書・御内書の発給手続」（『年報中世史研究』七号、一九八二）参照。

(7) 百瀬氏前掲註一論文、一九六頁。

(8) 奉行衆連署意見状案（『中世法制史料集第二卷室町幕府法』岩波書店、二七七頁、以下『法制史料集』とする）。

(9) 笠松氏前掲註二論文。

(10) 設楽氏「室町幕府の評定衆と「御前沙汰」―評議体制及び構成メンバーの変遷―」（『古文書研究』二八号、一九八七）。

(11) 『文書集成』所収、七四九号文書・七五〇号文書・七五一号文書・七五九号文書・七六七号文書など。

(12) 『山科家礼記』応仁二年一月十一日条。

(13) 百瀬氏前掲註一論文、二〇〇頁。

(14) 今谷氏前掲註二論文。一例として、応仁二年十月十日付幕府御教書

写（『大乘院寺社雜事記』応仁二年十月二十三日条、所収）など。

(15) 野田泰三「東山殿足利義政の政治的位置付けをめぐって」（『日本史研究』三九九号、一九九五）、鈴木智子「室町將軍家の女房について―義政期を中心に―」（『年報中世史研究』二五号、二〇〇〇）。野田氏は大乱後ではあるが、申次と女房衆の申次について検討されている。

(16) 『山科家礼記』応仁二年十二月二日・三日条。

(17) この日に発給された奉行人奉書は十月二十九日付であった。

(18) 鈴木氏前掲註一五論文。

(19) 鳥居氏前掲註一論文によれば、武家伝奏広橋兼頭が公家の訴訟を幕府へ披露している事例が見られる。

(20) 『山科家礼記』同年十一月十三日条によれば、「今度長坂口関事、管領成敗子細也」と見られ、勝元が遵行を担当していることが知られる。

(21) 「長祿二年以来申次記」（『群書類従第十五輯・武家部』所収）によれば、西軍に属した伊勢貞藤や畠山教元らが申次としてその名が見られるが、当然大乱期に西軍与同の申次が義政のもとで申次を勤めることは考えられない。奉行衆と同様に申次も「西軍」・「東軍」に分裂しており、当時申次の人材が不足していたことが考えられる。

(22) 『齋藤親基日記』文正元年十月五日条。また、文正の政変については百瀬氏前掲註一論文や青山英夫『文正の政変』に関する覚書（『上智史学』三一号、一九八六）、設楽氏「応仁の乱勃発前後における蜷川親元の動向」（『日本歴史』五四二号、一九九三）参照。

(23) 『齋藤親基日記』文正元年十月五日条。

(24) 『齋藤親基日記』同日条。

(25) 貞藤の西軍参加については百瀬氏前掲註一論文、一九七・二一五頁等参照。

- (26) 『政所賦銘引付』（桑山浩然氏編『室町幕府史料集成』上巻、近藤出版社、一九八〇、所収）。設楽氏「政所内談記録」の研究―室町幕府「政所沙汰」における評議体制の変化について―（『年報中世史研究』一七号、一九九二）、同前掲註二二論文など参照。
- (27) 設楽氏前掲註二六論文。
- (28) 『後法興院政家記』応仁二年閏十月二十五日条。文明二年には貞親による頭人加判連署奉書が発給されている（『久我家文書』二五六号文書）。
- (29) 伊勢貞親の死去については『大日本史料』第八編の文明五年一月二十一日条の貞親死去の項に詳しい。
- (30) 設楽氏は前掲註二二論文のなかで、在国していた親元に代り、他の伊勢氏被官が政所代を代役していた可能性も指摘している。
- (31) 『法制史料集』三九一頁。
- (32) 『山科家礼記』文明四年五月十日条。
- (33) 『山科家礼記』文明三年十二月二十六日条。
- (34) 『山科家礼記』文明四年十一月二十五日条。
- (35) 『山科家礼記』文明三年十二月二十六日条。この条には関目の一答状と津田の二問状の写しが掲載されている。

木下昌規氏 学位請求論文要旨（課程博士）

「室町幕府組織と將軍権力の研究」

本論は、応仁・文明の大乱以降の室町幕府の体制および將軍権力の解明について検討した。

第一部第一章では、大乱期の幕府・將軍の政務について検討した。大乱後管領有無に関係なく政務は運営されており、特に管領細川勝元が死去した文明五年以降の大乱期の幕府政務を支えたのは義政の側近である日野勝光や政所伊勢氏であった。この両者が相互補完的に活動し、奉行衆や女房衆などが將軍（＝義政）の実務を担っていた。

同第二章においては永正五年に將軍に復帰した足利義植について検討した。義植の政務を検討した結果、「明応の政変」以前の政務体制を再現し、阿野季綱や側近の申次などを用いて政務を担わせていた。義植はこれらの政務に対して、細川・大内両氏の影響を受けずに審議することが可能であり、この両氏による「傀儡」であったという従来の認識が誤りであったことを指摘することができた。

同第三章では、戦国期に散見する「某執申」という文言を有する幕府奉行人奉書から、義昭期の幕府・將軍権力について検討した。「信長執申」という文言を有する奉行人奉書は、実際には信長の権力が幕府を凌駕するものではなく、当事者が幕府・將軍と將軍を擁立してきた大名勢力とを比較した場合に、従来の幕府・將軍の発給文書に普遍的価値を認めたためであり、当事者にとってこの「信長執申」は信長の優位性ではなく、幕府・將軍の優位性が示されていることを指摘した。

第二部は幕府の官制上の変遷について検討した。

第一章では戦国期の侍所から戦国期の幕府官制の指揮権について検討した。戦国期の侍所は開闔を筆頭として、將軍（＝御前沙汰）権力に直属する機関として幕府末期に至るまで継続して活動を行っていたことを

本章で指摘した。

第二章では、「地方」について検討を加えた。地方は長祿四年（一四六〇）以前には寄人が不在となった。屋地相論は基本的に御前沙汰で扱い、買得地相論に関しては政所が管轄していた。そのため、地方は大乱以降には屋地相論を管掌せず、頭人による屋地の打渡しのみが職掌として期待されるようになった。戦国期には頭人は將軍より屋地に関する諮問をうけることで断続的ながら活動を継続していたことを指摘した。